



## 禁煙外来のご案内

### 「世界禁煙デー」・「禁煙週間」

今年も、5月31日の「世界禁煙デー」から6月6日までの1週間を「禁煙週間」として、厚生労働省、各自治体等により喫煙の健康影響についての知識の普及啓発活動等が実施されます。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関(WHO)の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められました。

また、平成4年からは厚生労働省により「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定められました。

今年度は、受動喫煙による健康への悪影響から人々を守ることを目的として「2020年、受動喫煙のない社会を目指して～たばこの煙から子ども達をまもろう～」を禁煙週間のテーマとし、禁煙及び受動喫煙防止の普及啓発が積極的に行われます。



### 愛知三の丸クリニックの禁煙外来

さて、こうした趣旨のもとに、毎年度、県においても禁煙週間中の敷地(建物)内禁煙が実施され、愛煙家の方には辛くて長い一週間となっていますが、今回の「禁煙週間」を好機ととらえ、思い切って禁煙にチャレンジしてみたいはいかがでしょうか。

愛知三の丸クリニックでは、『毎週水曜日の午前』の診療時間に『下川医師(内科)による禁煙外来』を実施しています。【自己負担金は概ね2万円程度】

当クリニックの禁煙外来は、下川医師の指導・管理の下に内服薬を使用した禁煙指導を行っています。

また、地方職員共済組合愛知県支部による「禁煙外来補助事業」についても昨年度に引き続き実施されますので、ご利用ください。【補助額1万円、申請期限は6月21日(予定)、詳細は地方職員共済組合愛知県支部から発出される通知をご覧ください。】

## 今日は何の日？ 『看護の日』

5月12日は『看護の日』です。

近代看護を築き上げたフローレンス・ナイチンゲールの誕生日であることから、1990年に当時の厚生省により制定されました。

今の高齢化の現代社会を支えていくには、「看護の心」や「人をケアする心」、「助け合いの心」を私たち一人ひとりが持ち続けることや、分かち合うことが必要とされています。

こうした心の必要性を誰もが考えるきっかけになるよう制定されたのが『看護の日』です。

毎年、5月12日を含む1週間は、日本看護協会及び都道府県の看護協会により各種イベントが開催されます。

今年度は、看護の日のメインテーマを「看護の心をみんなの心に」とし、愛知県においても、愛知県看護協会により「ふれあい看護フォーラム(5月12日、ウィング愛知)」、「東三河ふれあい看護フォーラム(5月7日、穂の国とよはし芸術劇場)」がそれぞれ開催されます。

ところで、「看護師」ですが、一昔前は女性看護師を「看護婦」、男性看護師を「看護士」と呼んでいました。

現在は、男女を問わず同じ医療に携わる者として「看護師」に統一されています。

私たちも「看護の心」を大切にこれからがんばっていきたいと思っています。

(愛知三の丸クリニック 診療科 専門員 武藤和乃)

### 事務室よりお知らせ

#### 【出張巡回健康相談・健康に関する研修会の実施について】

当クリニックのスタッフ(看護師、薬剤師、歯科衛生士)による「出張巡回健康相談」及び「健康に関する研修会」について、今年度も地方機関の衛生委員会や職場研修などで実施させていただきます。

ご希望の場合は、日程・内容等を事前に調整させていただく必要がありますので、事前に愛知三の丸クリニックまでご連絡ください。



### 健診科よりお知らせ

#### 【一般定期健康診断等の受診について】

県が実施する一般定期健康診断等及び地方職員共済組合愛知県支部が実施する希望者検診等を当クリニックで受診される際は、あらかじめインターネットによる予約手続が必要となります。

詳しい手続方法につきましては、県または共済組合から発出される通知文に記載されていますのでご確認ください。

### 内科よりお知らせ

#### 【花粉症について】

花粉等の影響による諸症状(鼻づまり、鼻水、目のかゆみ、くしゃみ、咳等)でお困りの方やご自身のアレルギー(アレルギーの原因物質)をお知りになりたい方は、当クリニックにお任せください。

医師による診察(医師の判断による血液検査等)を行い、必要に応じて内服薬、点鼻薬、点眼薬等を処方します。

(当クリニックにご来院の際は、組合員証(保険証)、診察券(初めての方を除く)を持参し、総合受付にお申し出ください。)

### 愛知三の丸クリニック

住 所 名古屋市中区三の丸3-2-1  
電 話 052-961-7011(代表)  
052-961-7012(医科予約専用)  
052-950-0560(歯科専用)  
052-950-0500(健診専用)  
県庁内線 4974

(組合員用)